

第3回佐世保市子ども・子育て会議 保育所等施設整備計画策定分科会 議事録（要約版）

日時：令和3年3月18日（木）19時～21時

場所：佐世保市中央保健福祉センター

（すこやかプラザ） 8階・講堂

議事（1）佐世保市保育所等施設整備指針（案）について

質問・意見等	事務局回答・今後の方針など
<ul style="list-style-type: none"> ・ 指針案の3（3）「今後留意すべき事項」文中に「防災対策に係るハード整備補助の可能性について、引き続き国の動向を注視する」とありますが、中核市として、地方の意見を中央に伝えるべきではないかと思えます。 ・ 整備要望を希望する事業者が多くなった場合、選定するための方策について教えてください。 ・ 指針案の3（2）「今後の施設整備に係る基本的な方向性」で、築40年以上を経過した建物を補助対象とする、とありますが、老朽化の基準を築40年とした考え方について教えてください。 ・ 市の公共建築でも寿命を80年と捉えており、その中間の40年で内装や設備の更新を図っていることから、40年との基準は妥当と考えます。 ・ 物理的な劣化よりも、機能的な劣化の方が早い点と、前回の大規模修繕から10年とする要件もあるため、築40年との目安は妥当と考えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 中核市市長会等を活用しながら、施設整備に限らず、幼児教育・保育の質の向上についての要望を今後も行っていきます。 ・ 審査項目を設け、点数により優先順位を決定することとします。 ・ 年間に1～3件の整備を実施することにより、建築から40年前後で建物を更新するサイクルが維持できる点と、近年の補助実績から見て、概ね40年で資金を準備して整備を行う傾向が確認できたことから、概ね40年を一つの基準としました。

議事（２）保育所等施設整備事業者に係る基準等について

質問・意見等	事務局回答・今後の方針など
<ul style="list-style-type: none"> ・ 募集要項案の申込資格に「市税を滞納していないこと」とありますが、給与所得等に係る市民税・県民税特別徴収税額の滞納も含まれますか。 また、「当該施設の建物を所有していること」とありますが、創設の場合は所有に当たらないのではないですか。 ・ ブロック塀の改修については、下限事業費があったと思いますが、明記すべきではないですか。 ・ 利用定員の増を伴う整備の場合、補助金が増えると聞きましたが、定員を増やさない整備の場合も、他に要件を満たせば補助を受けることができますか。 ・ 近隣対応として、整備に伴い敷地を拡張する場合は、隣接地権者から書面で同意を得ることとなっていますが、同意を必要とするような法の規定があるのでしょうか。 ・ 工事スケジュールや工事車両の通行等についても住民に周知するように、との記載ですが、ここまで細かく規定しないといけないのでしょうか。 ・ 留意事項として「設計を行った業者は、工事の入札に参加できない」とありますが、園舎建設の場合、設計と工事を別々に発注することが一般的なのですか。 ・ 工事に際して近隣問題が起こっても、園への問い合わせも市で受けるケースが多いことから、このような細かな記載になったものと思います。 ・ 「自家用車による送迎等により近隣に迷惑をかけることがないよう配慮する」とありますが、幼稚園や保育園でどう対応をとるのかは難しいと感じました。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 滞納にどこまでを含めるのが適切かについては、ご意見を参考に検討します。 ・ 賃貸物件は整備補助の対象とならないことから、この条件を加えたものですが、表現については修正を検討します。 ・ 下限事業費についても、募集の際には明示するよう改善したいと考えます。 ・ 対象となります。なお、定員増を伴う整備の場合、国の負担割合は高くなりますが、事業者負担が優遇されるものではありません。 ・ 規定はありませんが、境界トラブルになった場合、長期化する恐れがあるため、同意を要件としています。 ・ 問い合わせに配慮した面もありますが、国の交付金を活用して行う事業であり、会計検査もありますので、適正な入札が行われたことを証するためにも、設計業者は参加できない、としたものです。 ・ 保育園等を建て替え等で改修する際には、駐車スペースを拡張したり、転回しやすい配置にしたりするなどの配慮をお願いするもので、交通事故防止の観点から記載しました。

<ul style="list-style-type: none"> ・ 本体工事の内、特殊付帯工事は対象外となっていますが、これはどういった工事ですか。 ・ コロナ対策の視点で、補助対象となる工事はありますか。 ・ 浸水想定区域や土砂災害警戒区域へ移転する場合は減点するとありますが、嵩上げや防水板の設置等の対策をとっても減点扱いとなるのでしょうか。 ・ 要件審査を見ると、災害危険区域等への移転が○×の○に読めてしまうため、文言を変えた方がよいと思います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ ソーラーパネルや水循環装置などの環境に関するものや消融雪設備、野外学習施設などの園の特色に関する部分の補助です。限られた財源でできるだけ多くの施設に補助を行う観点から対象外としています。 ・ 国の整備補助メニューにはありません。整備の際にはそうした視点を持って取り組んでほしいとのお願いです。 ・ 園児の安全を確保しづらい箇所については立地を控えてもらうとの趣旨です。 ・ 分かりやすい記載に改めます。
--	--

議事（3）その他

質問・意見等	事務局回答・今後の方針
<ul style="list-style-type: none"> ・ 特になし 	